

## あなたの国民年金

パート<sup>®</sup>

ねんきんななちゃん

## 老齡基礎年金の話

保険料を25年以上（免除期間などを含む）納めた人が65歳になったときから支給されます。



## ●受給するための条件

次の1～5の合計が原則25年以上あることが必要です。これを受給資格期間といいます。

- ① 第1号被保険者で保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間（厚生年金や共済組合等の加入期間）
- ③ 第3号被保険者期間で届出済の期間（第2号被保険者の夫や妻に扶養されていた期間）
- ④ 保険料を免除された期間や学生の保険料納付特例期間
- ⑤ 加入が任意だった期間や海外在住期間など（カラ期間）

## ●年金額（平成15年度金額）

797,000円

ただしこれは、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額で、未納期間や免除期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。

## ■保険料を納めた期間が40年に満たない場合の計算式

$$797,000円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3} + \text{保険料を半額免除された月数} \times \frac{2}{3}}{40年 \times 12ヶ月}$$

※昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和36年4月から60歳になるまでの年数になります

## ●繰り上げ・繰り下げ支給

老齡基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば65歳になる前、もしくは66歳以降に受給することもできます。支給率は以下のとおりです。いったん受け始めたら、受給率は一生変わりません。

## 65歳の受給率を100%とすると…

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
昭和16年4月1日以前生まれの人	58%	65%	72%	80%	89%	112%	126%	143%	169%	188%
昭和16年4月2日以前生まれの人	70%	76%	82%	88%	94%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

問合せ 住民課国保年金係 ☎<sup>04</sup>1211 内線1231

こんにちは



## 住民基本台帳ネットワークシステム

住基ネット第2次サービス（2003年8月25日から）

住民係です<sup>0</sup>

## ●住民票の写しの広域交付

→全国どこの市町村でも自分の住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）が取れるようになります。（住民基本台帳カード又は運転免許証等の提示をすることによって、本人や世帯の住民票の写しの交付が受けられます）

## ●転入転出手続きの簡素化

→引越の手続きで窓口に行くのは転入時1回だけで済みます。（住民登録がしてある市町村に転出届を郵送で行い、転入先の市町村には住民基本台帳カードの提示が必要になります）

## ●希望者に住民基本台帳カードを交付

→住民票の写しの広域交付、転入転出簡素化の際に活用します。（写真付きと写真なしの2種類から希望のカードを選択でき、写真付きは公的な個人の証明書としても活用できます。）

問合せ 住民課住民係 ☎<sup>04</sup>1211 内線1211・1212